

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

東京建築設計企業年金基金（以下、「当基金」という）は、加入者及び受給権者の（以下、加入者等という）の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていくうえで有用と考えられるアセットオーナー・プリンシプル（2024年8月28日付、内閣官房策定）の趣旨に賛同し、以下のとおり各原則を受入れることを表明します。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、加入者等の利益のため、安全かつ効率的に積立金の運用を行うこととし、理事会・代議員会の決定により、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定め、状況に応じて適切に見直します。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合は、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、年金資産運用にかかる諮問機関として資産運用委員会を設置し、適切な運営を図るとともに、運用目標・運用方針に照らして必要な人材の育成に取り組みます。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、加入者等の利益の観点から、運用方針に基づき、運用方法の適切な選択・投資先の分散・適切なリスク管理・最適な委託先の選定を行い、状況に応じて委託先の見直しを行います。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、加入者等への業務概況等の情報提供のため、機関誌「基金だより」を発行するとともに、当基金のホームページにおいても情報提供を実施しています。

HP : <https://www.tokyo-as-pf.or.jp/>

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、運用委託先が公表している活動内容の確認によりスチュワードシップ活動を実施するとともに、企業年金連合会の実施する協働モニタリングに参加しています。